

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号
不利益処分の種類	社会福祉施設の基準適合命令	根拠条項	第71条
処 分 基 準	<p>社会福祉法第65条に基づき厚生労働大臣が定めた社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低基準に適合しないと認められる場合に、当該社会福祉施設を経営する者に対して最低基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>		
	対応区分 1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課